

緊急時の短期入所事業利用について

緊急時など、以下のⅠ・Ⅱに該当する場合は、短期入所事業を利用することができます。利用申込方法などはⅢ・Ⅳをご確認ください。

Ⅰ 利用できる方

短期入所利用の登録・契約が済み、日帰り（初回）後に一度は宿泊を経験している方

Ⅱ 緊急時の申請理由

- (1) 親族の葬儀
- (2) 介護者（保護者・兄弟・親族）の入院
- (3) 兄弟・親族の入院
- (4) 介護者（保護者・兄弟・親族）が怪我等のための自宅療養
- (5) 兄弟・親族が怪我等のための自宅療養
- (6) その他

Ⅲ 利用申込等

利用者は入所前日の午前中までにB棟2階スタッフに電話連絡し、緊急の利用日のベッドが空いていることを確認した上で口頭による利用申込（連絡先：6429-8405）を行います。なお、利用申請書は利用当日に持参してください。

なお、入所時に医師の診察が必要なため、日曜日及び祝日に入所はありません。

Ⅳ 宿泊数

原則は、4泊5日以内とします。なお、緊急時の申請理由によりさらに宿泊が必要となる場合などはB棟2階スタッフにご相談ください。